

「市立千歳市民病院経営懇話会」の設置の経緯と目的について

1 背景

公立病院は、近年、国の医療費抑制政策や深刻な医師不足の影響などから極めて厳しい経営環境におかれており、診療体制の縮小さらには病院の存続そのものが困難となるなど、安定的かつ継続的に医療提供体制を維持することが難しい状況も現れています。このような背景から、国は平成 19 年 12 月に、「公立病院改革ガイドライン」を示し、関係する自治体に対して『公立病院改革プラン』を策定し、総合的な改革の取組を行うよう要請しました。

市民病院では、このガイドラインの趣旨を踏まえ、経営の効率化を進め、持続可能な病院経営を目指す『市立千歳市民病院改革プラン（以下「旧改革プラン」という。）を平成 21 年 2 月に策定しました。

2 旧改革プランの取組概要

旧改革プランでは、計画期間を平成 21 年度から平成 24 年度までの 4 ヶ年とし、「経営の効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」の 3 つの視点に立った改革に取り組み、その結果については、毎年、学識経験者、医療関係者、住民の意見を代表する者で構成する「市立千歳市民病院経営改革会議」において点検・評価を行い、平成 25 年 10 月にまとめた総括評価では、「改革プランの目標達成により、地域の基幹病院として必要な医療体制の確保、安全で質の高い医療提供の持続が実現可能になった。」との高い評価を得ています。

3 新たな計画の策定

旧改革プランの目標は達成し、経営状況は改善傾向にあるものの、医療を取り巻く環境は依然として厳しく、また、診療報酬改定の動向や医療制度改革の先行きが不透明な状況の中、今後も持続可能な病院運営を図るためには、更なる経営健全化に向けた取組が必要になることから、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 ヶ年を計画期間とする「市立千歳市民病院中期経営計画（以下、「中期経営計画」という。）」を新たに策定しました。

4 懇話会設置の目的

市民病院が地域の基幹病院として良質な医療水準の維持・向上を図り、健全な病院運営を推進することを目的として、中期経営計画の策定や病院の経営全般における諸課題について学識経験者等から広く意見を聴取するとともに、中期経営計画の着実な推進を図る上で、毎年度、実施状況の点検及び評価を行うため、市立千歳市民病院経営懇話会を設置します。

市立千歳市民病院経営懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市立千歳市民病院（以下「市民病院」という。）が地域の基幹病院として良質な医療水準の維持・向上を図り、健全な病院運営を推進するため、市立千歳市民病院経営懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 市立千歳市民病院中期経営計画の策定に関すること。
- (2) 市立千歳市民病院中期経営計画の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他市民病院の経営全般における諸課題に関すること。

(組織)

第3条 懇話会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 懇話会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療関係者
- (3) 住民の意見を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 懇話会には、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 会議は、公開とする。ただし、必要があると会長が認める場合は、これを非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、市立千歳市民病院事務局経営企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月8日から施行する。

市立千歳市民病院経営懇話会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻 10 分前までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員（5名）になり次第受付を終了します。

2 傍聴することができない者

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 銃器、刃物等他人に危害を加える恐れがある物品を所持している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を所持している者
- (5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

3 傍聴者遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会場において、飲食などはできません。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記 3 のほか、傍聴者は係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が以上の事項を遵守しない場合は、退場していただくことがあります。